

總務文教常任委員會資料

平成28年3月2日
協働部秘書広報課

KCVインターネット接続サービスの移行状況について

1. KCVインターネット接続サービス加入件数

平成24年 1月末現在（最多の加入件数）	4,637件
平成27年11月末現在	938件

2. 移行についての広報活動

・郵便通知（27年11・12月、28年1月）	3回
・文字放送（27年11月～28年2月）	随時
・音声告知放送（27年9月～12月／月1回、28年1月～2月／月2回）	8回
・電話連絡（28年1月～）	39件
・戸別訪問（28年1月～）	34件

3. 現在の移行状況（平成28年2月22日現在）

(1) e○光サービス等への移行済又はKCVインターネット解約件数
··· 903件

(2) e○光サービス等への移行について検討中の件数 ··· 28件

※インターネットを今後も利用するかしないかを検討している者

(3) 連絡が取れない加入者の件数 ··· 7件

※電話連絡、戸別訪問などを行っているが、不在等で連絡が取れない者

総務文教常任委員会資料

平成28年3月2日（水）

協働部防災課

目 次

加東市安全安心のまちづくり活動補助金交付要綱の改正（案）について……1～10

加東市安全安心のまちづくり活動補助金交付要綱（現行）……………11～19

加東市安全安心のまちづくり活動補助金交付要綱の改正（案）について

【目的】

加東市安全安心のまちづくり活動補助金は、市民及び地域等（自治会、農会、まちづくり協議会、自主防災組織のほか、市民が自主的に結成した団体）の、交通安全・防犯・防火・防災における安全安心なまちづくり活動を支援するため平成27年度に創設し、活動に要する経費に対し補助金を交付している（平成27年度予算 5,000千円）。

事業開始から間もなく1年が経過するが、利用率が伸びない（平成27年度執行率2月5日現在 66.2%）ことから、更に使いやすい補助制度とすることで利用率の向上を図るため、加東市安全安心のまちづくり活動補助金交付要綱を改正し、補助対象となる経費の拡大や補助金の限度額の見直しなどを行うことで、市民及び地域等との協働による安全安心のまちづくりを推進させる。

【改正内容】

1 利用率向上対策

災害時等の情報伝達設備の整備にかかる経費への補助（補助対象経費新設）

地域等における災害時の緊急伝達手段として、放送設備やトランシーバー等の情報伝達機器の整備費用に対して補助を行う。

放送設備を整備することにより、地域の防災活動に加え、防犯や交通安全のための啓発や、行方不明者の捜索などについても活用できるため、要綱第2条第3項第5号「地域の防災力の強化に関するもの」として補助対象事業とする。

（要綱改正内容）

- ・災害時等における情報伝達に必要な設備及び機器の整備又は購入経費として、放送設備の整備又は改修費用、トランシーバー等の購入に必要な経費を補助対象として追加する。
- ・補助対象者は地域等とする。
- ・補助率は1/2、限度額は50万円とする。
- ・補助金の交付は、1年度1団体につき1回とする。
- ・添付書類は、申請時は「見積書の写し」「設計図書、仕様書又はカタログ」「現況の写真（設備工事のみ）」「設置予定場所位置図」とし、請求時は「領収書の写し」「完成図面」「工事完成後の写真」「通信連絡における組織表（情報伝達者等が分かるもの）」「振込先の通帳の写し（表紙裏面カナ氏名・支店名等の記載面）」とする。

2 平成27年度の実績を考慮した改正

（1）補助金の限度額見直し

平成27年度は、土砂災害被害により、災害復旧に必要な経費として2件の利用（100千円×2件=200千円交付）があったが、いずれも30万円近い費用が発生しており、現在の限度額10万円では1/2の補助が行えなかったため、実績に即した補助が行えるよう限度額引き上げを行う。

（要綱改正内容）

- ・災害復旧に必要な経費に対する補助金の限度額を10万円から15万円に改める。

(2) 補助対象経費の明確化

ア 浸水被害の解消における補助対象経費について、現在は「加東市土地改良事業の受益者負担分（7/10）を補助対象経費とする。」となっているが、土地改良事業の補助額3/10を除いた後に補助率1/2を乗ずる解釈と、補助対象経費に0.35（土地改良事業の受益者負担分 $7/10 \times 1/2$ ）を乗ずる解釈があり、端数処理により補助額に差が生じる場合がある。そのため表現を改める。

(要綱改正内容)

- ・水路改修に必要な補助対象経費を、「加東市土地改良事業の受益者負担分（7/10）を補助対象経費とする。」から、「加東市土地改良事業の補助対象経費から、加東市土地改良事業の補助金額（3/10）を除いた額を補助対象経費とする。」に改める。

イ 防犯カメラの設置費用について、兵庫県防犯カメラ設置事業による補助金がある場合はこれを除いた額が補助対象経費となるが、明確でないため追加記載する。

(要綱改正内容)

- ・防犯カメラ設置にかかる補助要件を「兵庫県防犯カメラ設置補助事業と併用可能とする。」から、「兵庫県防犯カメラ設置補助事業と併用可能とする。ただし、防犯カメラ設置費用から、兵庫県防犯カメラ設置補助事業による補助金額を除いた額を補助対象経費とする。」に改める。

(3) 「地域等」の明確化

自治会と自主防災組織、農会と水路組合等、実態の区別がつきにくい団体において、備考欄に1年度1団体1回限りと定められている補助金を利用する場合の取り扱いが不明瞭であるため、新たな基準を設ける。

(要綱改正内容)

- ・備考欄に「補助金の交付は1年度1団体につき1回とする」とある場合は、申請時の添付書類に「組織の規約又は組織の概要が分かるものの写し」を追加する。

改正（案）別表第1（第3条関係）

安全安心のまちづくり活動の種類	補助対象者	補助の対象となる経費	内容	補助率	補助金の限度額	備考
地域の交通安全・防犯活動	地域等	交通安全・防犯パトロール活動に必要な経費	ウインドブレーカー、ベスト、帽子、腕章、タスキ、懐中電灯、誘導灯、ホイッスル、青色回転灯、マグネットシート等購入費及び保険加入費用	1/2	5万円	補助金の交付は1年度1団体につき1回とする。なお、保険加入費用は全額補助する。
地域の防犯・救命設備整備	地域等	防犯・救命設備の整備に必要な経費	防犯カメラ設置費用 (防犯カメラの購入に要する費用及び防犯カメラの取付工事に要する費用に限る。)	1/3	1箇所当たり 8万円	兵庫県防犯カメラ設置補助事業と併用可能とする。ただし、防犯カメラ設置費用から、兵庫県防犯カメラ設置補助事業による補助金額を除いた額を補助対象経費とする。
			センサーライト設置費用	1/2	1箇所当たり 5千円	
			AED設置費用	1/3	1台当たり 10万円	

			AED設置リース料（年額）	1/3	1台当たり 2万円	
家庭での火災予防設備設置	市民及び地域等	火災予防設備の購入に必要な経費 (地域等による共同購入を含む。)	家庭用消火器購入費用	1/2	1台当たり 3千円	市民については、同一世帯全員が市税等を滞納していないこと。
			家庭用火災警報器購入費用	1/2	1台当たり 5千円	市民については、同一世帯全員が市税等を滞納していない者であって、次のいずれかに該当するものとする。 (1) 同一世帯内に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた者がいる者 (2) 同一世帯内に65歳以上の者がいる者 (3) 同一世帯全員が市町村民税非課税である世帯に属する者

自主防災組織の活動	地域等	防災訓練、防災知識啓発に必要な経費	消火訓練、救出救助訓練、救命・救護訓練、避難誘導訓練、情報収集・伝達訓練、給食・給水訓練、避難所設営・避難訓練、防災資料作成・配布、防災講演会の実施に必要な経費	2/3	5万円	補助金の交付は1年度1団体につき1回とする。
地域の防災力強化	地域等	防災資機材、備蓄品の購入に必要な経費	ヘルメット等防災装備、初期消火資機材、救助用資機材、救護用資機材、水害対策用資機材、非常食等備蓄品、資機材等保管用物置等の購入に必要な経費	1/2	10万円	補助金の交付は1年度1団体につき1回とする。
		災害時等における情報伝達に必要な設備及び機器の整備又は購入に必要な経費	放送設備の整備又は改修費用、トランシーバー等の購入に必要な経費	1/2	50万円	補助金の交付は1年度1団体につき1回とする。
		災害時要援護者の支援に必要な物品の購入に必要な経費	災害時要援護者の避難支援に必要な車いす、担架、ストレッチャー、リヤカー等の購入に必要な経費	1/2	10万円	補助金の交付は1年度1団体につき1回とする。

地域の防災拠点強化	地域等	災害時に自主防災組織活動の拠点となる地区公民館、集会所の耐震化に必要な経費	地区公民館施設等の耐震診断に必要な経費	1/2	50万円	補助金の交付は1年度1団体につき1回とする。
			地区公民館施設等の耐震工事に必要な経費	1/2	300万円	補助金の交付は1年度1団体につき1回とする。
雨水の流出抑制による水害の軽減	市民及び地域等	雨水貯留施設の購入に必要な経費	80リットル以上の容量を有し、フィルター、蛇口、オーバーフロー管のある雨水貯留タンクの購入に必要な経費	1/2	3万円	市民については、同一世帯全員が市税等を滞納していない者であることとし、住宅が都市計画税課税区域内に存する場合に限る。 地域等については、公民館や集会所等の自治会所有建物（以下「対象建物」という。）に貯留施設を設置する場合とし、対象建物が都市計画税課税区域内に存する場合に限る。

浸水被害の解消	地域等	水路改修に必要な経費	住宅浸水被害又はそのおそれの原因となっている水路の改良に要する工事の経費	1/2	—	加東市土地改良事業の補助対象経費から、加東市土地改良事業の補助金額（3/1.0）を除いた額を補助対象経費とする。
風水害復旧負担の軽減	市民	災害復旧に必要な経費	風水害により宅地、農地等へ流入した土砂、流木、漂流物等の撤去に必要な経費	1/2	15万円	同一世帯全員が市税等を滞納していないこと。

改正（案）別表第2（第4条関係）

安全安心のまちづくり活動の種類	補助の対象となる経費	内容	補助対象者	添付書類
地域の交通安全・防犯活動	交通安全・防犯パトロール活動に必要な経費		地域等	見積書の写し 仕様書又はカタログ
地域の防犯・救命設備整備	防犯・救命設備の整備に必要な経費	防犯カメラ設置費用 (防犯カメラの購入に要する費用及び防犯カメラの取付工事に要する費用に限る。)	地域等	見積書の写し 設置場所等の図面 防犯カメラの仕様書 現況の写真
		センサーライト設置費用	地域等	領収書の写し 現況の写真
		AED設置費用	地域等	見積書の写し AEDの仕様書
		AED設置リース料（年額）	地域等	見積書の写し AEDの仕様書
家庭での火災予防設備設置	火災予防設備の購入に必要な経費	家庭用消火器購入費用	市民	領収書の写し
		家庭用火災警報器購入費用	市民	領収書の写し
		家庭用消火器購入費用（共同購入）	地域等	見積書の写し 購入者一覧表
		家庭用火災警報器購入費用（共同購入）	地域等	見積書の写し 購入者一覧表

自主防災組織の活動	防災訓練、防災知識啓発に必要な経費		地域等	見積書の写し又は予算書 事業計画書 組織の規約又は組織の概要が分かるものの写し
	防災資機材、備蓄品の購入に必要な経費	ヘルメット等防災装備、初期消火資機材、救助用資機材、救護用資機材、水害対策用資機材、非常食等備蓄品、資機材等保管用物置等の購入に必要な経費	地域等	見積書の写し 仕様書又はカタログ 組織の規約又は組織の概要が分かるものの写し
地域の防災力強化	災害時等における情報伝達に必要な設備及び機器の整備又は購入に必要な経費	放送設備の整備又は改修費用、トランシーバー等の購入に必要な経費	地域等	見積書の写し 設計図書、仕様書又はカタログ 現況の写真（設備工事のみ） 設置予定場所位置図 通信連絡における組織表（情報伝達者等が分かるもの） 組織の規約又は組織の概要が分かるものの写し

災害時要援護者の支援	災害時要援護者の支援に必要な物品の購入に必要な経費		地域等	見積書の写し 仕様書又はカタログ 組織の規約又は組織の概要が分かるものの写し
地域の防災拠点強化	災害時に自主防災組織活動の拠点となる地区公民館、集会所の耐震化に必要な経費	地区公民館施設等の耐震診断に必要な経費 地区公民館施設等の耐震工事に必要な経費	地域等 地域等	見積書の写し 設計図書 現況の写真 組織の規約又は組織の概要が分かるものの写し
雨水の流出抑制による水害の軽減	雨水貯留施設の購入に必要な経費		市民 地域等	見積書の写し 仕様書又はカタログ 見積書の写し 仕様書又はカタログ
浸水被害の解消	水路改修に必要な経費		地域等	見積書の写し 位置図 設計図書 現況の写真

風水害復旧負担の 軽減	災害復旧に必要な経費	風水害により宅地、農地等へ流入した土砂、 流木、漂流物等の撤去に必要な経費	市民	見積書の写し 位置図 現況の写真
----------------	------------	--	----	------------------------

改正（案）別表第3（第8条関係）

安全安心のまちづ くり活動の種類	補助の対象 となる経費	内容	補助対象者	添付書類
地域の交通安全・防 犯活動	交通安全・防犯パトロー ル活動に必要な経費		地域等	領収書の写し 購入物品の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）
地域の防犯・救命設 備整備	防犯・救命設備の整備に 必要な経費	防犯カメラ設置費用 (防犯カメラの購入に要する費用及び防犯 カメラの取付工事に要する費用に限る。)	地域等	領収書の写し 設置後の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）
		センサーライト設置費用	地域等	領収書の写し 設置後の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）
		AED設置費用	地域等	領収書の写し 設置後の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）

		AED設置リース料（年額）	地域等	領収書の写し 設置後の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）
家庭での火災予防 設備設置	火災予防設備の購入に 必要な経費	家庭用消火器購入費用	市民	領収書の写し 購入物品の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）
		家庭用火災警報器購入費用	市民	領収書の写し 購入物品の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）
		家庭用消火器購入費用（共同購入）	地域等	領収書の写し 購入物品の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）
		家庭用火災警報器購入費用（共同購入）	地域等	領収書の写し 購入物品の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）

自主防災組織の活 動	防災訓練、防災知識啓発 に必要な経費		地域等	領収書の写し 防災訓練等の次第 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）
地域の防災力強化	防災資機材、備蓄品の購 入に必要な経費	ヘルメット等防災装備、初期消火資機材、 救助用資機材、救護用資機材、水害対策用 資機材、非常食等備蓄品、資機材等保管用 物置等の購入に必要な経費	地域等	領収書の写し 購入物品の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）
	災害時等における情報 伝達に必要な設備及び 機器の整備又は購入に 必要な経費	放送設備の整備又は改修費用、トランシ バー等の購入に必要な経費	地域等	領収書の写し 完成図面 工事完成後の写真 通信連絡における組織表（情報 伝達者等が分かるもの） 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）
災害時要援護者の 支援	災害時要援護者の支援 に必要な物品の購入に 必要な経費		地域等	領収書の写し 購入物品の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）

地域の防災拠点強化	災害時に自主防災組織活動の拠点となる地区公民館、集会所の耐震化に必要な経費	地区公民館施設等の耐震診断に必要な経費	地域等	領収書の写し 耐震診断の結果 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）
		地区公民館施設等の耐震工事に必要な経費	地域等	領収書の写し 完成図面 工事完成後の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）
雨水の流出抑制による水害の軽減	雨水貯留施設の購入に必要な経費		市民	領収書の写し 購入物品の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）
			地域等	領収書の写し 購入物品の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）

浸水被害の解消	水路改修に必要な経費		地域等	領収書の写し 完成図面 工事完成後の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）
風水害復旧負担の軽減	災害復旧に必要な経費		市民	領収書の写し 災害復旧後の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）

平成27年度安全安心のまちづくり活動補助金交付状況(平成28年2月5日現在)

活動種類	補助対象者	補助件数	補助対象経費	交付額	備考
地域の交通安全・防犯活動	地域等	6	交通安全、防犯パトロール用備品購入	84,500	
地域の防犯・救命設備整備	地域等	1	防犯カメラ設置	58,600	
家庭での火災予防設備設置	市民	14	消火器購入	46,000	
	地域等	6	消火器購入	399,400	
自主防災組織の活動	地域等				
地域の防災力強化	地域等	1	防災備蓄品購入	59,300	
災害時要援護者の支援	地域等				
地域の防災拠点強化	地域等				
雨水の流出抑制による水害の軽減	市民				
	地域等				
浸水被害の解消	地域等	6	水路改修	2,460,600	1件892,900円は工事完成待ちのため未執行
風水害復旧負担の軽減	市民	2	土砂災害復旧	200,000	
計		36		3,308,400	

予算額 5,000,000 2月5日現在執行率 48.3%
66.2% (未執行含む)

加東市安全安心のまちづくり活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、交通安全、防犯、防火及び災害対策に関する市民の自主的な活動を支援することにより、市民との協働による安全安心のまちづくりを推進することを目的として、市民、地域等が行う安全安心のまちづくり活動に要する経費に対し、加東市安全安心のまちづくり活動補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「市民」とは、市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

- 2 この告示において「地域等」とは、市内の自治会、農会、まちづくり協議会、自主防災組織のほか、市民が自主的に結成した団体で、安全安心に資する活動を実施しようとする団体をいう。
- 3 この告示において「安全安心のまちづくり活動」とは、次に掲げるもののうち、市長が承認したものという。
 - (1) 地域の交通安全及び防犯活動に関するもの
 - (2) 地域の防犯設備及び救命設備の整備に関するもの
 - (3) 家庭での火災予防設備の設置に関するもの
 - (4) 自主防災組織の活動に関するもの
 - (5) 地域の防災力の強化に関するもの
 - (6) 災害時要援護者の支援に関するもの
 - (7) 地域の防災拠点の強化に関するもの
 - (8) 雨水の流出抑制による水害の軽減に関するもの
 - (9) 浸水被害の解消に関するもの
 - (10) 風水害からの復旧に要する負担の軽減に関するもの
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(補助金の交付対象)

第3条 市は、予算の範囲内において、安全安心のまちづくり活動を行う市民及び地域等に対し、その活動に要した経費の一部を補助するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、安全安心のまちづくり活動に対し、国、県その他の団体からの補助金等（この項において「他制度の補助金」という。）が交付されるときは、当該活動は補助金の交付対象としない。ただし、安全安心のまちづくり活動に要した経費の額が他制度の補助金の額を上回るときは、その差額を補助対象経費として補助金を交付するものとする。
- 3 補助金の交付を受けることができる市民は、市に納付すべき税等の滞納がない者とする。

4 第1項及び第2項ただし書の規定による補助金の額を算定する場合の補助率及び補助金の限度額は別表第1のとおりとし、補助対象経費に補助率を乗じて得た額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする市民及び地域等の代表者（以下「補助申請者」という。）は、加東市安全安心のまちづくり活動補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付を受けようとする補助金の額が1万円未満の場合は、加東市安全安心のまちづくり活動補助金交付申請書兼請求書（様式第2号）に別表第2に定める書類を添付して、市長に提出するものとする。

3 市長は、補助申請者に対し、前2項に規定する書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、交付の決定を行う場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付すことができる。

3 市長は、第1項の規定による決定の内容及びこれに付した条件を加東市安全安心のまちづくり活動補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第6条 前条第3項の規定により補助金の交付の決定を受けた補助申請者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付決定後において、交付の対象となった安全安心のまちづくり活動を変更（交付決定を受けた額（以下「交付決定額」という。）の変更が伴わないものに限る。）し、又は当該活動を廃止しようとするときは、加東市安全安心のまちづくり活動補助金変更承認申請書（様式第4号。以下「変更承認申請書」という。）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が変更承認申請書の提出が必要でないと認めたときは、この限りでない。

2 市長は、変更承認申請書が提出されたときは、これを審査し、当該申請事項を承認すべきものと認めるときは、その旨を加東市安全安心のまちづくり活動補助金変更承認通知書（様式第5号）により、補助対象者に通知するものとする。

(交付決定額の変更)

第7条 補助対象者は、交付決定額の変更を受けようとするときは、加東市安全安心のまちづくり活動補助金変更交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、第5条第1項及び第2項の規定に準じて決定を行い、その旨を加東市安全安心のまちづくり活動補助金交付決定変更通知書（様式第7号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 補助対象者は、事業完了後、加東市安全安心のまちづくり活動補助金請求書（様式第8号）に別表第3に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、補助対象者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取消すことができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
 - (2) 補助金を当該補助金の目的以外に使用したとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 市長は、前項の規定により取消しの決定を行ったときは、その旨を加東市安全安心のまちづくり活動補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により取消しの決定を行った場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（加東市センサーライト等設置補助金交付要綱の廃止）

2 加東市センサーライト等設置補助金交付要綱（平成23年加東市告示第40号）は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

安全安心のまちづくり活動の種類	補助対象者	補助の対象となる経費	内容	補助率	補助金の限度額	備考
地域の交通安全・防犯活動	地域等	交通安全・防犯パトロール活動に必要な経費	ウインドブレーカー、ベスト、帽子、腕章、タスキ、懷中電灯、誘導灯、ホイッスル、青色回転灯、マグネットシート等購入費及び保険加入費用	1/2	5万円	補助金の交付は1年度1団体につき1回とする。なお、保険加入費用は全額補助する。
地域の防犯・救命設備整備	地域等	防犯・救命設備の整備に必要な経費	防犯カメラ設置費用 (防犯カメラの購入に要する費用及び防犯カメラの取付工事に要する費用に限る。)	1/3	1箇所当たり8万円	兵庫県防犯カメラ設置補助事業と併用可能とする。
			センサーライト設置費用	1/2	1箇所当たり5千円	
			AED設置費用	1/3	1台当たり10万円	
			AED設置リース料(年額)	1/3	1台当たり2万円	

家庭での火災予防設備設置	市民及び地域等	火災予防設備の購入に必要な経費 (地域等による共同購入を含む。)	家庭用消火器購入費用	1/2	1台当たり3千円	市民については、同一世帯全員が市税等を滞納していないこと。
			家庭用火災警報器購入費用	1/2	1台当たり5千円	<p>市民については、同一世帯全員が市税等を滞納していない者であって、次のいずれかに該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 同一世帯内に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた者がいる者 (2) 同一世帯内に65歳以上の者がいる者 (3) 同一世帯全員が市町村民税非課税である世帯に属する者

自主防災組織の活動	地域等	防災訓練、防災知識啓発に必要な経費	消火訓練、救出救助訓練、救命・救護訓練、避難誘導訓練、情報収集・伝達訓練、給食・給水訓練、避難所設営・避難訓練、防災資料作成・配布、防災講演会の実施に必要な経費	2/3	5万円	補助金の交付は1年度1団体につき1回とする。
地域の防災力強化	地域等	防災資機材、備蓄品の購入に必要な経費	ヘルメット等防災装備、初期消火資機材、救助用資機材、救護用資機材、水害対策用資機材、非常食等備蓄品、資機材等保管用物置等の購入に必要な経費	1/2	10万円	補助金の交付は1年度1団体につき1回とする。
災害時要援護者の支援	地域等	災害時要援護者の支援に必要な物品の購入に必要な経費	災害時要援護者の避難支援に必要な車いす、担架、ストレッチャー、リヤカー等の購入に必要な経費	1/2	10万円	補助金の交付は1年度1団体につき1回とする。
地域の防災拠点強化	地域等	災害時に自主防災組織活動の拠点となる地区公民館、集会所の耐震化に必要な経費	地区公民館施設等の耐震診断に必要な経費	1/2	50万円	補助金の交付は1年度1団体につき1回とする。
			地区公民館施設等の耐震工事に必要な経費	1/2	300万円	補助金の交付は1年度1団体につき1回とする。

雨水の流出抑制による水害の軽減	市民及び地域等	雨水貯留施設の購入に必要な経費	80リットル以上の容量を有し、フィルター、蛇口、オーバーフロー管のある雨水貯留タンクの購入に必要な経費	1/2	3万円	市民については、同一世帯全員が市税等を滞納していない者であることとし、住宅が都市計画税課税区域内に存する場合に限る。 地域等については、公民館や集会所等の自治会所有建物（以下「対象建物」という。）に貯留施設を設置する場合とし、対象建物が都市計画税課税区域内に存する場合に限る。
浸水被害の解消	地域等	水路改修に必要な経費	住宅浸水被害又はそのおそれの原因となっている水路の改良に要する工事の経費	1/2	—	加東市土地改良事業の受益者負担分（7/10）を補助対象経費とする。
風水害復旧負担の軽減	市民	災害復旧に必要な経費	風水害により宅地、農地等へ流入した土砂、流木、漂流物等の撤去に必要な経費	1/2	10万円	同一世帯全員が市税等を滞納していないこと。

別表第2（第4条関係）

安全安心のまちづくり活動の種類	補助の対象となる経費	内容	補助対象者	添付書類
地域の交通安全・防犯活動	交通安全・防犯パトロール活動に必要な経費		地域等	見積書の写し 仕様書又はカタログ
地域の防犯・救命設備整備	防犯・救命設備の整備に必要な経費	防犯カメラ設置費用 (防犯カメラの購入に要する費用及び防犯カメラの取付工事に要する費用に限る。)	地域等	見積書の写し 設置場所等の図面 防犯カメラの仕様書 現況の写真
		センサーライト設置費用	地域等	領収書の写し 現況の写真
		AED設置費用	地域等	見積書の写し AEDの仕様書
		AED設置リース料（年額）	地域等	見積書の写し AEDの仕様書
家庭での火災予防設備設置	火災予防設備の購入に必要な経費	家庭用消火器購入費用	市民	領収書の写し
		家庭用火災警報器購入費用	市民	領収書の写し
		家庭用消火器購入費用（共同購入）	地域等	見積書の写し 購入者一覧表
		家庭用火災警報器購入費用（共同購入）	地域等	見積書の写し 購入者一覧表

自主防災組織の活動	防災訓練、防災知識啓発に必要な経費		地域等	見積書の写し又は予算書 事業計画書
地域の防災力強化	防災資機材、備蓄品の購入に必要な経費		地域等	見積書の写し 仕様書又はカタログ
災害時要援護者の支援	災害時要援護者の支援に必要な物品の購入に必要な経費		地域等	見積書の写し 仕様書又はカタログ
地域の防災拠点強化	災害時に自主防災組織活動の拠点となる地区公民館、集会所の耐震化に必要な経費	地区公民館施設等の耐震診断に必要な経費	地域等	見積書の写し 設計図書 現況の写真
		地区公民館施設等の耐震工事に必要な経費	地域等	見積書の写し 設計図書 現況の写真
雨水の流出抑制による水害の軽減	雨水貯留施設の購入に必要な経費		市民	見積書の写し 仕様書又はカタログ
			地域等	見積書の写し 仕様書又はカタログ
浸水被害の解消	水路改修に必要な経費		地域等	見積書の写し 位置図 設計図書 現況の写真

風水害復旧負担の 軽減	災害復旧に必要な経費		市民	見積書の写し 位置図 現況の写真
----------------	------------	--	----	------------------------

別表第3（第8条関係）

安全安心のまちづ くり活動の種類	補助の対象 となる経費	内容	補助対象者	添付書類
地域の交通安全・防 犯活動	交通安全・防犯パトロー ル活動に必要な経費		地域等	領収書の写し 購入物品の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）
地域の防犯・救命設 備整備	防犯・救命設備の整備に 必要な経費	防犯カメラ設置費用 (防犯カメラの購入に要する費用及び防犯 カメラの取付工事に要する費用に限る。)	地域等	領収書の写し 設置後の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）
		センサーライト設置費用	地域等	領収書の写し 設置後の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）
		A E D 設置費用	地域等	領収書の写し 設置後の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）

		AED設置リース料（年額）	地域等	領収書の写し 設置後の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）
家庭での火災予防 設備設置	火災予防設備の購入に 必要な経費	家庭用消火器購入費用	市民	領収書の写し 購入物品の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）
		家庭用火災警報器購入費用	市民	領収書の写し 購入物品の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）
		家庭用消火器購入費用（共同購入）	地域等	領収書の写し 購入物品の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）
		家庭用火災警報器購入費用（共同購入）	地域等	領収書の写し 購入物品の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）

自主防災組織の活 動	防災訓練、防災知識啓発 に必要な経費		地域等	領収書の写し 防災訓練等の次第 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）
地域の防災力強化	防災資機材、備蓄品の購 入に必要な経費		地域等	領収書の写し 購入物品の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）
災害時要援護者の 支援	災害時要援護者の支援 に必要な物品の購入に 必要な経費		地域等	領収書の写し 購入物品の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）
地域の防災拠点強 化	災害時に自主防災組織 活動の拠点となる地区 公民館、集会所の耐震化 に必要な経費	地区公民館施設等の耐震診断に必要な経費	地域等	領収書の写し 耐震診断の結果 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）
		地区公民館施設等の耐震工事に必要な経費	地域等	領収書の写し 完成図面 工事完成後の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）

雨水の流出抑制による水害の軽減	雨水貯留施設の購入に必要な経費		市民	領収書の写し 購入物品の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）
			地域等	領収書の写し 購入物品の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）
浸水被害の解消	水路改修に必要な経費		地域等	領収書の写し 完成図面 工事完成後の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）
風水害復旧負担の軽減	災害復旧に必要な経費		市民	領収書の写し 災害復旧後の写真 振込先の通帳の写し（表紙裏面 カナ氏名・支店名等の記載面）